

# 重点事項

# 1 地域福祉の推進等について

## (1) 地域福祉の再構築について

ア 現在、介護保険法や障害者自立支援法等により、誰もができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送れるよう、分野別のフォーマルサービスの整備が進められているところである。

イ 一方、少子高齢化が進んでいる中、地域での普通の暮らしを支えるためには、あらゆるニーズを全てフォーマルサービスでカバーするには限界がある。特に、

- ・ 制度の外にある生活ニーズへの対応（ゴミだし、電球の交換、米・水など重い物の買い物支援等）
- ・ 制度の狭間にある者への対応（軽度障害者、一時的要支援者等）
- ・ 「孤立・孤独」への対応（見守り、声かけ等）
- ・ 制度から排除された者を社会としていかに受け入れるかというソーシャルインクルージョンの問題

等は、地域の中で受け止め、対応していくことが必要である。

しかしながら、こうした課題を受け止め、対応している先進的なコミュニティはごくわずかであり、全体としては、体系的な取り組みが進んでいない。

ウ このような状況を踏まえ、現在、地域住民のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するための方策を検討するため、昨年10月に厚生労働省社会・援護局内に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を設置し、これまで9回にわたり議論及び活動者からの意見聴取を重ねてきたところであり、今後さらに2～3回開催し、年度内に報告書を取りまとめる予定である。（参考資料 P48参照）

## (2) 先駆的・試行的事業等の実施について

平成20年度においては、地域福祉の再構築の考えなどにたち、新たに次の事業を実施することとしたところ。各自治体においては、これらの事業を積極的に活用し、地域福祉の推進を図っていただきたい。

## ア 社会福祉推進事業(新規) について

本事業は、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的として、社会福祉施策の各分野に関わる先駆的・革新的な事業に助成を行うものであり、平成20年度に創設する新しい事業である。

本事業の詳細については、総務課資料を参照願いたい。(照会先：総務課指導係)

## イ 地域福祉活性化事業(新規) について

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者を市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業費に補助する事業を実施する。(別紙参照)

この事業は、奨励的補助金としてモデル的に100市町村において実施することとしており、各都道府県、指定都市及び中核市においては、管内市町村へ事業の周知を図っていただくとともに、財政措置についても特段の配慮を願いたい。

なお、具体的な事業内容については以下のとおりであるが、国庫補助協議に係る必要な手続き等については、本日事務連絡を発出したところであるので、所要の手続きをされたい。

### 地域福祉活性化事業実施要綱(案)

#### 1 目的

本事業は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会に事業の全部又は一部を委託することができる

### 3 事業内容

以下の事業を総合的・一体的に実施する。

#### (1) 「拠り所」づくり事業

いきいきサロン活動やふれあい小地域活動等を実施するため、空き民家や商店街の空き店舗等を活用し活動拠点を整備する。

#### (2) 専任の担当者の配置

地域づくりのコーディネーターとして、専任の担当者（以下「専任担当者」という）を配置する。

この専任担当者は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役であり、中学校区等の小地域において地域福祉活動の調整や、関係機関・関係者との調整会議を主宰する。また、住民及び関係者へ、活動の周知を図る等を行う。

#### (3) 小地域ネットワーク活動の実施

地域住民の見守り・声かけ、サロン活動の実施、関係機関へつなぐ等、必要な支援活動の開発・発展、周知等を実施する。

#### (4) 相談ネットワーク会議の開催

中学校区程度のエリアの各種相談担当者（地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等）の会議、支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議を開催する。

#### (5) ケース支援調整会議の開催

専任担当者が主宰し、支援担当者（自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等）による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会議を開催する。

### 4 専任担当者の資格について

専任担当者は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認めた者を充てることができる。

### 5 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

### 6 基準額（総事業費）

1事業あたり 6,600千円以内

### 7 事業実施期間

原則として2年間とする。

## 8 留意事項

本事業は、住民相互で支援活動を行う等住民相互のつながりを再構築し、地域社会において支え合う体制を実現するため、地域福祉活動を推進し、地域を活性化させる事業である。

よって、既に地域福祉活動が活発な市町村に対して行うのではなく、地域福祉活動が不活発な市町村や地域福祉計画未策定の市町村等に対し、基盤整備的な奨励事業として補助することとしている。

この事業は、①専任担当者、②活動拠点、③活動に必要な経費に対し補助することにより、地域福祉活動の推進を図っていく活動着火剤的な事業の意味を持つ。

優先採択を考えている具体的な例としては以下のとおりである。

- 地域福祉の取組状況に大きな格差がある市町村が合併したことにより、地域福祉活動が不活発な地区の活性化を図る。
- 市町村地域福祉計画が未策定で、地域福祉活動を活性化したいと考えている市区町村。 等

日常生活圏域(例えば中学校区)

コーディネーターの配置(市町村事業)

活動の拠点

(集会所、空き店舗等の活用)

自発的な福祉活動(インフォーマル)

- ・見守り、声かけ活動
- ・簡易なボランティア活動
- ・日常生活支援
- ・グループ援助活動

共同募金

配分

寄付

町内会・自治会

ボランティア

NPO

地域住民

(別紙)

## ウ 自立生活サポート事業（新規）について

福祉事務所に生活の困窮を理由に相談に訪れる者のうち、保護に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護に至らないボーダーライン者として存在している。これらボーダーライン層が、生活保護へ至ることの防止を図り、自立を支援するため、「自立生活サポート事業」を実施する。

具体的には、市町村に自立支援相談員を配置し、相談に応じ自立支援プランを策定し、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を実施する。

この事業は、モデル的に100市町村において実施することとしており、各都道府県、指定都市及び中核市においては、管内市町村へ事業の周知を図っていただくとともに、財政措置についても特段の配慮を願いたい。

なお、具体的な事業内容については以下のとおりであるが、国庫補助協議に係る必要な手続き等については、本日事務連絡を发出したところであるので、所要の手続きをされたい。

### 自立生活サポート事業実施要綱（案）

#### 1 目的

本事業は、生活保護までは至らないものの、様々な事由により生活に困窮しているボーダーライン層に対し、自立支援策を講じることにより将来的に生活保護へ至ることの防止を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる

#### 3 事業内容

(1) 市区町村に自立支援相談員を配置する。

(2) 自立支援相談員は住民の相談に応じ、そのうち支援が必要な者に対し自立支援プランを策定する。この自立支援プランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的に支援を実施する。

(3) 自立支援プランの標準様式は別紙1のとおり

(4) 自立支援プランの記入要領については別紙2のとおり

#### 4 自立支援相談員について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域福祉包括支援センターの職員、介護支援専門員、市町村社会福祉協議会の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者を充てることができる。

#### 5 補助率

1/2 (負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

#### 6 基準額 (総事業費)

1事業あたり 5,000千円以内

#### エ 自立支援対応資金 (新規) について

平成20年度創設する「自立生活サポート事業」における自立支援プラン対象者への支援メニューの一つとして生活福祉資金貸付制度の資金種類に新たに「自立支援対応資金」を創設することとしている。

自立支援対応資金は、従来の資金種類とは異なり、「自立生活サポート事業」における自立支援プラン実行中の者に限定して貸付ける制度であり、借受世帯に対する貸付決定時及び貸付中の対応については「自立生活サポート事業」の実施機関が関与する仕組みとすることとしている。

貸付条件は以下のとおりとする予定であるが、詳細については別途、生活福祉資金貸付制度要綱等の改正でお示しする予定である。

なお、これに係る社会福祉協議会への貸付事務費の財政措置について特段のご配慮を願いたい。

#### ○ 貸付条件 (案)

- ① 対象者：「自立支援プラン」の対象者
- ② 貸付限度額：原則月10万円以内
- ③ 貸付期間：12月以内
- ④ 据置期間：2月以内
- ⑤ 償還期間：7年以内
- ⑥ 連帯保証人：必要
- ⑦ 実施主体：都道府県社会福祉協議会
- ⑧ 貸付原資：既存の生活福祉資金の原資を活用



## 自立支援プラン表(標準様式)

目標とする生活										
期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日	(初回作成日 年 月 日)

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目 標	自 立 支 援 プ ラ ン			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者

# 自立支援プラン表（記載例）

（例1）

<多重債務を抱える日給制のアルバイトをしている男性の例>

目標とする生活	○ 借金を減らしたい。      ○ 技術を身につけ、定職に就きたい。      ○ 安定した生活を送りたい。
期 間	平成19年10月14日 ~ 平成20年3月31日（初回作成日 19年10月14日）

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目 標	自立支援計画			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者
収入からみると家賃の高いアパートに暮らしている。	暮らしやすく、住み慣れているのでこのアパートにいたい。	収入が多い時代に借りたアパートに暮らしている。	借金を整理し、将来的にも安定した収入を得られるような基盤をつくる必要がある。そのためには、定職につくため、まず技術を身につける。平行して借金を整理する。	1. 現状の家計簿をつけてみて収入・支出の現状を知る。 2. その上で、現状の収入に見合った生活計画を立ててみる。 3. 収入に見合った家賃ではないので、転居を提案する。 4. 収入増を図るため、技能習得を行う。 5. 借金の整理を行う。	1. 家計管理の習慣が全くなかった。自分の家計の状況をしっかりと把握したい。 2. 現状の収入に見合った計画を立ててみたい。 3. 住み慣れた住居であるが低家賃の7パートを探し転居したい。 4. 技術を身につけたい。運転免許も取りたい。 5. 定期的に返済したい。また、借金を整理したい。	1. 家計簿をつける。 2. 生活計画を立てる。 3. 低家賃7パートに転居する。 4. 職業訓練校に通う。自動車学校（夜間部）に通う。 5. 弁護士と相談し、借金の整理手続を行う。	自分の収入と支出のバランスを知る。		社協の家計簿診断を受ける。	社協A課長
技術や資格を持っていないため、建設労働等の日給制の仕事に従事している。	技術を身につけたい。運転免許を取得したい。	高校は普通科卒。その後、専門学校に入学したが中退。					収入に見合った低家賃住居への転居の必要性に気づかせる	生活福祉資金福祉費の貸付	社協資金担当Bさん 職業訓練校F先生	
低収入にもかかわらず、浪費傾向あり。カードでの買い物多い。	知らず知らず借金がふくらんでしまった。安定した収入を確保し借金を減らしたい。	金銭管理が苦手な浪費傾向がある。欲しい物があるとローンで組んで買ってしまふ。					自分のやりたい科目を選定させる。	生活福祉資金の技能取得費・自立支援生活資金の貸付	社協資金担当Bさん	
カードローンによる借が多い。							債務整理をできるだけ早く行う。		弁護士会の無料相談 弁護士Cさん	
							訓練校に通っているかや生活異常の察知のための見守りを依頼	担当地区民生委員に見守りを依頼	自治会に見守りを依頼 民生委員Dさん 7パート管理人Eさん	

# 自立支援プラン表（記載例）

（例2）

＜妻と離婚。会社もリストラされ、長期失業中の51歳の男性。家族や親族との交流もなく、近隣との付き合いも断絶。家に閉じこもり傾向で離婚前の家賃の高いアパートでひとり暮らし。アルコール依存症傾向。のある者の例＞

目標とする生活	○ もっている資格を生かして働きたい。 ○ 週2日は休肝日を設け、規則正しい生活をした。 ○ 別居している息子と交流をもちたい。 ○ 町内会の活動にも参加するようにしたい。
期間	平成19年11月1日 ~ 平成20年3月31日（初回作成日 19年11月1日）

生活課題	本人・家族の意欲・意向	問題の背景・原因	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具体策についての意向・本人の意向	目標	自立支援計画			
							ポイント	制度的サービス	インフォーマルサービス	担当者
家はゴミだらけでベランダまであふれており、窓も開かない状態。布団は万年床で不衛生。	気が無くなり、なかなか片付けられなかった。少しずつでもきれいにしたい。	ひとり暮らしになって生活が乱れはじめ、その状態が続いたことにより、現状に至る。	1. 妻との離婚、リストラ、息子の家出等精神的に落ち込んでいる。少しずつ規則正しい生活を戻し就労に繋げていく。	1. ゴミの片付けを近隣のボランティアにも協力をいただきかたづける。 2. ハローワークに同行して求職活動を行う。	1. 近隣の人には迷惑をかけたくないのでひとりで片付けたい。 2. もっている技術を生かした職に就きたいので、求職活動行いたい。	1. 規則正しい生活を送る。	前提となるゴミの片付けや食事の準備を行う中で達成感をもたせる。当分は週1回配食サービスを活用。	粗大ゴミの回収は市へ引き取りを依頼	社協の配食サービス（週1回）	自立支援相談員A 社協Bさん 弁当を配るCさん
妻と離婚後、同居していた息子も家を出て行って、連絡が途絶えている。	もう一度同居するのは無理かもしれないが、電話等で連絡を取るまでには関係を回復したい。		2. 息子と連絡を取り、援助をお願いする。	3. 息子宅を訪問し、話し合いの場をもつ。	3. 家の片付けが終わって仕事のめどがついたら息子にあつて話をしたい。	2. ハローワークで求職活動を行い、就労する。	希望する職種とのマッチング支援	ハローワークでの求職活動	ハローワークへの動行・支援	自立支援相談員A ハローワークD相談員
近隣との接触を拒んでいる。	盆踊りが好きなので町内の盆踊り大会に参加したい。	離婚・リストラのほがしきから近所との付き合いが疎遠になる。	3. ひとりで暮らしなので生活異常を速やかに察知できる体制が必要。	4. 見守りネットワークの構築	4. ひとり暮らしなので何かあったときの手助けをお願いしたい。	3. 息子と話し合いの場をもつ。	週1回程度の生活サポートをお願いする。		息子の支援 近隣の見守り	息子 町内会長 民生委員 近隣Eさん
以前は技術職であったがリストラされ、現在無職。貯金をとり崩して生活。	手に技術があるので、これを生かして、もう一度働きたい。	リストラ後働く気はあったが、無気力から求職活動がおっくうになった。	4. 貯金を取り崩す生活なので家賃の安いアパートへの転居等支出の減少が必要	5. 家賃の安いひとり暮らし用のアパートへの転居を提案	5. 住み慣れた家ではあるが、分相応のアパートに転居したい。	4. 今より低家賃のアパートを転居する。	収入に見合った低家賃住居への転居の必要性を理解する。	生活福祉資金福祉費の貸付	引っ越しの際の手伝いボランティア	社協資金担当Fさん ボランティアセンター Gさん
離婚前の3DKのアパートにひとりで生活している。	住み慣れているので、ここで暮らしたい。	収入があった時代のアパートに暮らしている。								
食生活はカップラーメンやコンビニ弁当が主。昼間から酒を飲む生活。	食生活が乱れているのでできるだけ自分で食事をつくりたい。	ストレス等からアルコールに頼り、食生活も乱れた。								

## 自立支援プラン表の記入要領

- 本様式は、標準書式例である。本様式に記載する情報を基本としつつ、各市町村において創意工夫を図り、新たな様式や項目を追加したり、紙面の大きさを変えることは可能である。
- この様式例は、支援を必要とする者（以下「要支援者」という。）及びその家族と面接しながら生活課題を抽出・分析し、要支援者及びその家族の意欲・意向を確認しながら、具体的な目標や支援計画を立てるものである。
- 本表は、いわばケアマネジメントの思考過程を明らかにしたものであり、その手順は左から右へ概ね進めるように構成されている。  
アセスメントは、要支援者の生活状況から背景・原因を分析し、その結果「総合的課題」を引き出すまでをいい、「課題に対する目標と具体策の提案」や「本人・家族の意向」欄は、専門家の提案した目標と具体策の提案に対する利用者の意向・意欲等の反応をみる段階であり、より要支援者の意向によったプランを作成するためのプロセスである。  
支援プランは、「目標」以降をいう。
- 本様式例では、アセスメントに基づき、自立支援プランを立てた上で、要支援者からの同意をとる

### 自立支援プランの記入の仕方

#### <「目標とする生活」欄>

要支援者が今後どのような生活を送りたいか、自身の意思・意欲を尊重し、望む生活を具体的にすることで、要支援者が生活課題解決に自主的に取り組む動機付けとなる。

また、生活に対する意欲が著しく低下している者の場合には、必要に応じて、専門家の視点から要支援者の課題解決の改善可能性を判断し、具体的な案を提示する。要支援者の意欲を引き出すような働きかけや目指していく生活のイメージを共有することが重要である。

#### <「生活課題」欄>

要支援者及び家族に対するアセスメントの結果、自立生活相談が分析した生活課題について記入する。

#### <「本人・家族の意欲・意向」欄>

確認された生活課題の内容について本人・家族の認識とそれについての意向について記載する。具体的には、「〇〇したい。」「〇〇するようになりたい。」と記載し、その理由についても確認する。ただし、要支援者と家族の意向が異なった場合はそれぞれ記入する。

#### <「問題の背景・原因」欄>

「生活課題」、「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や実際の相談面接中の様子等の情報を持ち、心理・価値観、習慣、物的環境・人的環境、経済状況等の観点から整理し、分析する。

#### <「総合的課題」欄>

前項目で分析した生活課題から、要支援者の生活全体の課題を探すため、直接的な背景・原因だけでなく、間接的な背景・原因を探り、課題共通の背景等を見つけ出す。

#### <「課題に対する目標と具体策の提案」欄>

「総合的課題」に対して目標と具体策を記載する。この目標は、要支援者や家族に対しての専門的観点から示す提案である。したがって、要支援者や家族の意向は入っておらず、アセスメントの結果が現れる部分である。このため、目標は漫然としたものでなく、具体的なものとする。

#### <「具体策についての意向」欄>

自立支援相談員が、提案した「課題に対する目標と具体策」について、要支援者や家族の意向を確認して記載する。ここで専門家の提案と要支援者の意向の相違が確認できる。

合意が得られた場合は、「〇〇が必要だと思う。」「〇〇を行いたい。」等と記載する。  
合意が得られなかった場合には、その理由や根拠が次の項目「目標」欄の根拠となる。

#### <「目標」欄>

前項目の要支援者や家族の意向を踏まえ、自立支援相談員と要支援者・家族の三者が合意した目標を記載する。

(当初から「課題に対する目標と具体策」について合意が得られていた場合には、「同左」あるいは「提案どおり」などを記載してもよい。)

#### <「自立支援プランのポイント」欄>

前項目の目標に対して、自立支援相談員が具体的な支援を考える上での留意点を記載する。

ここには、目標達成するための支援のポイントとして、インフォーマルサービスの役割など、様々な項目が書かれることがある。

<「自立支援プランの制度的サービス」欄>

前項目の「目標」、「ポイント」に対しての当該自治体における公的性格のサービス名と内容等について記入する

<「自立支援プランのインフォーマルサービス」欄>

前項目の「目標」、「ポイント」に対してのインフォーマルサービス名と内容等について記入する

<「自立支援プランの担当者」欄>

「制度的サービス」欄と「インフォーマルサービス」欄に書かれたサービスについての担当者を記入する。

この担当者を記入することにより、自立支援プランに対する目標を共有するとともに、目標に対する役割分担責任を明確化する。

ここに記載された担当者と要支援者及び家族が一堂に会した会議を開催することが望ましい。